

【法律の基礎知識】

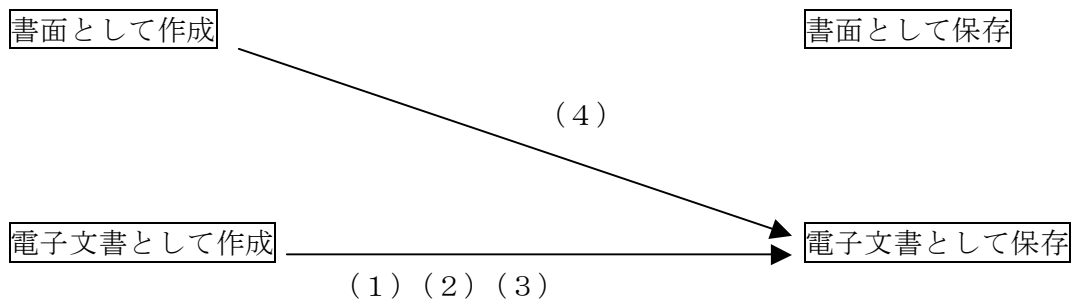
e 文書法

平成 20 年 10 月 13 日  
文責 弁護士 六川浩明

一 e 文書法の目的

	民間	行政
申請・交付等	<p>IT書面一括法(H12.11)、商法改正法(H13.11)により、主要な手続について措置済み</p> <p>&lt;措置された主なもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間商取引で書面交付が義務化されているもの(例: 旅行業法[旅行事業者の書面交付義務])</li> <li>・組合における議決権</li> <li>・会社書類関係の電子化(議決権の電磁的行使など)</li> </ul>	<p>行政手続オンライン化法(H15.2)により、ほぼ全て措置済み</p> <p>&lt;オンライン化されたもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機関への申請</li> <li>・行政機関からの交付、通知等</li> <li>・行政機関が行う縦覧、閲覧</li> </ul>
保存・閲覧等	<p>ほとんどの手続が措置されず</p> <p>&lt;措置されていないもの&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銀行、証券会社等の業務財産説明書類の備え付け</li> <li>・定款等関係書類の備え置き、閲覧(商工会議所、組合等)</li> <li>・税務関係書類の保存 など</li> </ul>	<p>経団連をはじめとして民間から強い規制緩和要望</p> <p>ここが電子化できれば、書面の交付から保存・縦覧まで、一貫した電子化が可能に</p>

二 「作成」と「保存」



電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(以下「電子帳簿保存法」という)によれば、国税関係書類については、次の方法が認められている。

- (1) 自己が最初の記録段階から一貫して行う電磁的記録による保存(同法4条)
- (2) 自己が最初の記録段階から一貫して行う電子計算機出力マイクロフィルムによる保存(同法5条)
- (3) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存(同法10条)
- (4) 国税関係書類に記載されている事項を、スキャナにより電磁的記録に記録する場合(同法4条3項。e文書法整備法により新設。)

○このうち、(1)及び(2)については、「自己が」という文言にもあるように、民間企業自身が主体となってその責任において作成すべき国税関係書類を対象としており、取引の相手方から受け取る請求書などの国税関係書類は、当該企業自身が作成するものではないから、対象とはされていない(長谷部=壺見「詳解電子帳簿保存法」6～7頁)。

○e文書法により新たに新設された(4)は、書面で作成されている国税関係書類を、スキャナにより電磁的記録に記録する場合を対象としている。

○電子的文書として作成し、電子的文書として保存する場合は、(3)に該当する。

この場合、企業としては、次の要件を満たす措置をとらなければならない(平成17年1月31日財務省令による「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則」(以下「施行規則」という)8条の改正)。

当該取引情報の受領が書面により行われたとした場合に、国税に関する法律の規定により、当該書面を保存すべきこととなる場所に、当該書面を保存すべきこととなる期間、次の各号に掲げるいずれかの措置を行い、施行規則3条1項4号及び5項5号において準用する同条1項3号(同号イに係る部分に限る。)及び5号に掲げる要件(プリンタ等を備え付け速やかに出力できるようにしておくこと、電磁的記録の記録事項の検索機能を確保すること等)に従って保存しなければならない。

- ・当該取引情報の授受後遅滞なく、当該電磁的記録の記録事項に電子署名を行い、かつ、当該電子署名が行われている電磁的記録にタイムスタンプを付すこと
- ・当該電磁的記録の記録事項について正当な理由がない訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用を行い、当該電磁的記録の保存に併せて当該規程の備付けを行うこと

### 三 e文書法における「保存」

平成10年の電子帳簿保存法・・・以下の要件をみたす場合に限り電子保存が認められていた。

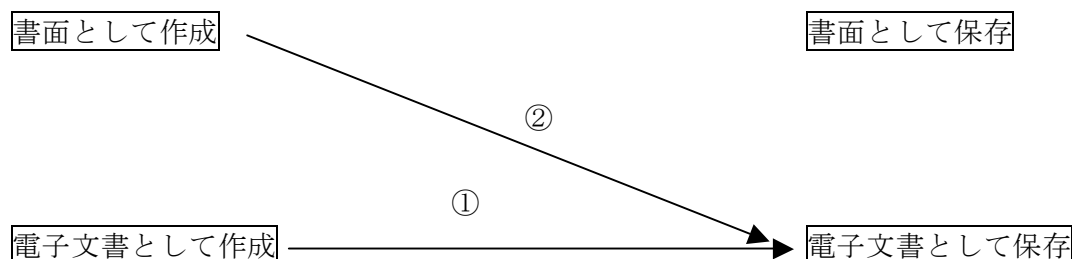
- ・国税関係帳簿であること

- ・民間企業等が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して“作成”していたこと
- ・納税地等の所轄税務署長の承認を受けたこと

↓

e 文書法（平成 16 年）・・・次の両者を「保存」として認める。

- ①当初から電子的に作成された書類を電子的に保存すること
- ②書面で作成された書類を、スキャナーでイメージ化し電子的に保存する



- \* 注意点 1：「保存」を義務づける個別の法令ごとに、スキャン文書とする場合の改ざん防止や原本の正確な再現性の要請の程度が異なりうるので、電子的な保存の対象及び方法等については、主務省令で具体的に定める。
- \* 注意点 2：「電子文書として保存」が認められているからといって、必ずしも「電子文書として作成」が認められるわけではない。例：「処方箋」（医師法 22 条）
- \* 注意点 3：電子的交付を行うときは、電磁的方法の種類・内容を示して、相手方の承諾を得なければならない（通則法 6 条、同施行令 2 条）。相手方から交付等を受けない旨の申し出があった場合は、電子的な交付は禁止される。

#### 四 e 文書法の概要（平成 16 年 11 月成立、平成 17 年 4 月 1 日施行）

通則法「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（全 9 条）

整備法「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

##### 1 【通則法】

第 3 条（電磁的記録による保存）

1 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行われなければならないとされているもの（主務省令で定めるものに限る）については、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する法令の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する法令の規定を適用する。

#### 第4条（電磁的記録による作成）

1 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本もしくは写しが法令の規定により保存をしなければならないとされているものであって、主務省令で定めるものに限る）については、当該他の法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成については、当該作成を書面により行われなければならないとした作成に関する法令の規定による書面により行われたものとみなして、当該作成に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の法令の規定により署名等しなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、氏名または名称を明らかにする措置であって主務省令で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

#### ・趣旨

民間事業者等に対し、書面の保存等が法令上義務づけられている場合について、原則として当該書面に係る電磁的記録による保存等を行うことを可能にするために共通事項を定める。

#### ・電磁的記録による「保存」の容認

民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の法令の規定により書面により行わなければならないとされているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録による保存を行うことができる。

#### ・電磁的記録による「作成」、「縦覧」等および「交付」等の容認

書面の保存の電子化容認の意義が失われないよう、民間事業者等は、保存に付随して行われる書面の作成、縦覧等及び交付等のうち、法令の規定により書面により行われなければならないとされているものについても、当該法令の規定にかかわらず、主務省令等で定めるところにより、電磁的記録により行うことができる。

#### ・書面みなし規定

電磁的記録による保存、作成等については、個別法令に規定する書面により行われたものとみなし、本来の書面による保存等に対し適用される規定と同じ個別法令の規定を適用する。

・通則法により措置する法律数は、250本。例：医師法（診療録）、商法（損益計算書）等

（通則法形式の採用により、個別に法改正せずに電子保存を容認）

内閣府 3、警察庁 11、金融庁 28、総務省 10、法務省 21、外務省 2  
財務省 16、文部科学省 12、厚生労働省 67、農林水産省 31、経済産業省 43  
国土交通省 41、環境省 11

・一部の文書について電子保存対象外

- ① 緊急時に即座に確認する必要があるもの：船舶に備える安全手引書など
- ② 現物性が極めて高いもの：免許証、許可証など
- ③ 条約による制約があるもの
- ④ その他

## 2 【整備法】

・趣旨

- ① 通則法で包括的に規定する事項の例外事項を定める。
- ② 通則法の規定のみでは手当てが十分ではないもの等について、個別法（72 条）の一部改正を行う。

・内容

- ① e 文書法で定める電子的保存等の一般原則を適用して電子的保存等を認めるにふさわしくない例外的事例について、一部の規定の適用を除外する。（4 法。政治資金規正法、政党助成法等）
- ② 従来、行政による立入検査が書面を対象としてきた場合、電子的保存文書をも、その検査対象に加えるための改正規定。（44 法。行政書士法等）
- ③ 総会等へ提出される、監事の意見書について、電子的文書としての提出を認める。・・・協同組合等において、理事による総会等への財務書類の提出の際に、これに添えて保存義務のかかっている監事の意見書の提出が必要な場合に、当該意見書の提出に代えて、電磁的記録を提出することをもって当該意見書を添付したものとみなす（23 本の法律）→保存義務のない書面についても、電子化を認める。
- ④ 電子的保存等について、特別な承認手続規定を設けるための改正。法令上書面による保存が義務づけられている文書について電磁的記録による保存を認める場合、その文書の性質上一定の要件を満たすことを担保するために行政庁の承認等特別な手続が必要である（3 法。電子帳簿保存法における監督庁による承認等）
- ⑤ 主務省令に委任するのではなく、条例に委任する場合の読替規定・・・通則法に規定する「主務省令」に代えて条例に委任することが必要な場合、適用関係を明確化するため、通則法の適用に係る読替規定について措置する（1 法。特定非営利活動促進法）

・整備法の対象となる法律

内閣府関係：特定非営利活動促進法

総務省関係：政治資金規正法、公職選挙法、地方税法、行政書士法、政党助成法等

財務省関係：相続税法、所得税法、法人税法、消費税法、国税通則法、関税法、通関業法等

厚生労働省関係：児童福祉法、雇用保険法、生活保護法、労働安全衛生法等

農林水産省関係：農業協同組合法、農業災害補償法等

経済産業省関係：中小企業等協同組合法、商工会議所法、商工会法、商店振興組合法等

国土交通省関係：土地区画整理法、不動産鑑定評価法、都市開発法、マンション建替円滑化法等

## 五 主務省令の動向

### 1 財務省

- (1) 平成17年1月31日財務省令第1号(電子帳簿保存法施行規則の改正省令)・・・  
タイムスタンプについて明示した、日本で初めての法令

#### 書面で保存

特に重要な文書

- ①決算関係書類・帳簿(税金を算出するための最も基本的な書類ゆえ)
- ②3万円以上の金額の記載のある契約書・領収書(個々の取引の実態または金銭の授受を証明するための最も基本的な書類ゆえ)

#### 電子文書として保存可能

- ③3万円未満の契約書・領収証
- ④契約の申込書、預貯金の預入又は引出しに際して作成された書類
- ⑤見積書、請求書、納品書、支払のために提示された手形小切手

要件

- a. 「真実性」: 一定水準の解像度、カラー画像、電子署名、タイムスタンプの付与、バージョン管理(改ざん等の内容を事後に確認)、文書の作成・取得から一定期間内のイメージ化(改ざん可能期間を制限)等。
- b. 「可視性」: 税務調査に際して、紙の文書と同様の効率的な調査が行えるようにするため、重要な項目の検索機能、ディスプレイ、プリンター等の備え付け等。
- c. 所轄税務署長の事前承認

#### \*電子署名

- (ア) スキャニング担当者の電子署名、または、監督責任者の電子署名(上記財務省令)。
- (イ) 電子証明書は、特定認証業務の認定(電子署名法第4条第1項)を受けたものに限る。
- (ウ) 電子的文書の保存期間は、例えば、  
税務関係書類(3万円未満の契約書・領収書、見積書、納品書、注文書等):  
7年間  
医療関係書類(診療録→5年間、処方箋→3年間)  
会社関係書類(株主総会議事録→10年間(本店))

これらの長期間、署名の有効性を確保しなければならない。ところが、電子証明書の有効期間は1年～3年であることが多い。そこで、電子文書の長期保存のために、実質的に電子証明書の有効期限経過後における電子署名の再検証を可能にすることが必要。(→例：電子署名を行った日に、その署名に用いた電子証明書が有効であったという情報を、その証明書が失効しないうちに取得し、その情報にタイムスタンプを付しておくという方法)

\*タイムスタンプ

- ①電子署名の後に、タイムスタンプを付与する必要あり。(「当該国税関係書類をスキャナで読み取る際に、電子署名が行われている当該国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付すこと」平成17年1月31日財務省令第1号)
- ②原則として1文書単位。1日分をまとめて行うことも許容されるが、その場合には、スキャンを行った当日に付与する必要あり。
- ③保存期間中は、タイムスタンプの有効性を維持しなければならない。
- ④電子署名データと電子的文書の、双方を含んだデータに対して、タイムスタンプを付する。

(2) 平成17年1月31日国税庁告示第4号

③④⑤以外の文書については、タイムスタンプを付与することなく、電子的保存可能。

## 2 経済産業省

(1) 「経済産業省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」(平成17年4月1日施行)

「電磁的記録による保存」の要件(第4条)

- (1) ①作成された電磁的記録を、磁気ディスク等(パソコンに備えられているファイル、磁気ディスク、CDROM)をもって調整するファイルにより保存する方法
- ②書面に記載されている事項を、スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を、パソコンに備えられたファイルまたは磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法
- (2) 電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ、電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに整然とした形式及び明瞭な状態で、パソコンに表示及び書面を作成できなければならない。
- (3) 割賦販売法、特定商取引法等について、電磁的保存を行う場合は、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

「電磁的記録による作成」(第6条)

パソコンに備えられたファイルに記録する方法、または、磁気ディスクをもって調



## 整する方法

によって作成することが必要。

### (2)「電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準」 (平成17年4月1日施行)

#### ① ログ

- ・ 情報システムには、データの保存及び更新時に、保存及び更新の日時、並びに、実施者、を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること
- ・ 取得した「ログデータ」は、安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること

#### ② アクセス

- ・ 情報システムには、個人別のID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること
- ・ 情報システムのうち、データの保管を行う機器には、直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続された場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること
- ・ 個人別のIDは、複数者で共用しないこと
- ・ 情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること
- ・ 情報システムは、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること
- ・ 人事異動等で使わなくなったID及びパスワードは、直ちに無効化すること

#### ③ バックアップ

- ・ 情報システムの保存、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けたうえで行い、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること
- ・ データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること
- ・ データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること

#### ④ セキュリティ対策等

- ・ 外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること
- ・ 情報システムには、データのデララーへの検出機能を設けること
- ・ 情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること

#### ⑤ スキャナによる読取に係る取扱い

- ・ 作業責任者の明確化等スキャナによる読取に係る運用管理規程を定めること
- ・ スキャナによる読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること

#### ⑥ 情報システムの運用管理

- ・ 情報システムの管理には、管理責任者を定めること

- ・ 管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること

事務室及びデータ保管室への入退室管理

I D及びパスワードの付与及び廃止の管理

データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理

- ・ 情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤判断を防止すること
- ・ データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと
- ・ 情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること
- ・ 情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認したうえで情報システム上での運用を開始すること
- ⑦ 情報システムの点検・監査
  - ・ 情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと
  - ・ 第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと

(3) 「文書の電磁的保存等に関する検討委員会」の最終報告書（平成17年5月6日）

文書の電磁的保存の要件

- ① 見読性：必要に応じ表示、または書面作成可能
- ② 完全性：
  - a. 滅失・毀損の防止措置
  - b. 改変・消去の確認・抑止措置
- ③ 機密性：不正アクセスの抑止措置
- ④ 検索性：検索できるよう体系化

3 厚生労働省

(1) 「厚生労働省の所管する法令の規定に基づく、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令」（平成17年4月1日施行）

「電磁的記録による保存」

対象：高度の見読性を確保することが必要不可欠な書類は、電子的保存の対象外

方法：

- ① 作成された電磁的記録を、パソコンに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法
- ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を、パソコンに備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調整するファイルにより保存する方法

要件：

- ① 必要に応じ、出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でパソコンに表示し、書面を作成できるようにすること

- ② 診療録（医師法 24 条 5 年間保存）等については、さらに、
- a. 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中における当該事項の改変又は消去の事実の有無及びその内容を確認することができる措置を講じ、かつ、当該電磁的記録の作成に係る責任の所在を明らかにしていること
  - b. 電磁的記録に記録された事項について、保存すべき期間中において復元可能な状態で保存することのできる措置を講じていること

「電磁的記録による作成」:

対象：処方箋（医師法 22 条）は、対象外。→すなわち、処方箋は、「電子文書として保存」は認められるが、「電子文書として作成」は認められない。

（理由）電子データのコピーを防ぐことが困難であるため、無診察治療が行われるおそれがあるため。

要件：パソコンに備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調整する方法

（2）「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（厚生労働省平成 17 年 3 月）

（これは、「法令に保存義務が規定されている診療録及び診療諸記録の電子媒体による保存に関するガイドライン」（平成 11 年 4 月）及び「診療録等の外部保存に関するガイドライン」（平成 14 年 5 月）を見直し、個人情報保護に関する情報システムの運用管理にかかわる指針と、e 文書法への適切な対応を行うための指針を、統合的に作成したものである）

構成

- 1 はじめに
- 2 本指針の読み方
- 3 本ガイドラインの対象システム及び対象情報
- 4 電子情報を扱う医療機関等における責任のあり方
- 5 情報の相互利用性と標準化について
- 6 情報システムの基本的な安全管理
- 7 電子保存の要求事項について・・・電子保存の 3 基準①真正性②見読性③

保存性

- 8 診療録及び診療諸記録を外部に保存する際の基準
- 9 診療録等をスキャナ等により電子化して保存する場合について・・・e 文書

法対応

- 10 運用管理について

上記 7 と 9 に、電子署名とタイムスタンプ

(1) 法令で定められた記名押印を、電子署名で行うことについて（上記ガイドライン 7-53 頁）

- ・ 電子署名を施すこと

- ・ 電子署名を含む文書全体にタイプスタンプを付与すること

(2) 診療録等をスキャナにより電子化して保存する場合（上記ガイドライン9-91頁）

- ・ スキャナで読み取った際は、作業責任者（実施者または管理者）が、電子署名を遅滞なく行い、責任を明確化すること。（注：必ずしも、認定認証事業者の発行する電子証明書を用いることが要求されるわけではないが、少なくとも同様の厳密さで本人確認を行い、さらに、監視等を行う行政機関等が電子署名を検証可能であることが必要である。）
- ・ スキャナで読み取る際は、読み取った後、遅滞なくタイムスタンプを、電子署名を含めたスキャン文書全体に付与すること。

#### 4 その他

- ・ 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年4月1日施行）
- ・ 内閣府及び法務省の所管する金融関連法令（社債等登録法等）に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成17年4月1日施行）
- ・ 内閣府及び財務省の所管する金融関連法令（証券取引法等）に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する命令（平成17年4月1日施行）
- ・ 文部科学省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年4月1日施行）
- ・ 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年4月1日施行）
- ・ 農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年4月1日施行）
- ・ 環境省が所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年4月1日施行）

#### 5 電子的保存のための要件の対比

国税関係書類 (財務省令)	経済産業省 最終報告書	診療録等 (厚生労働省)
真実性	完全性 機密性 検索性	真正性 保存性
可視性	見読性	見読性

六 電子的文書の「真実性」「完全性」「真正性」・・・電子署名とタイムスタンプ  
1 電子署名

電子署名法 2 条

電子署名とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、かつ、

- (1) 当該情報が当該措置を行った「者」の作成に係るものであることを示すためのものであること、及び
  - (2) 当該「情報」について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること
- に該当するものをいう。

↓

(1) 人間の真正性、と、(2) 電子情報内容の真正性、を確保できるような、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置である。

(電子署名と称するのための技術的要件・・・電子署名法施行規則)

PKI による電子署名の問題性 (日本 PKI フォーラム「電子署名法の在り方と電子文書長期保管に関する現状調査報告書」)

- ① 電子証明書は、有効期限内であっても、失効する可能性がある。かかる場合、
  - a. 電子署名内に含まれている時刻情報には信頼性がないため、電子署名が失効前に行われたのか、失効後に行われたのか、判断できない。すると、失効後は、当該電子証明書に基づく署名のすべてを無効とされざるをえない。
  - b. 漏洩した秘密鍵が利用される可能性があるため、失効後は、有効な電子署名とはみなされない。
  - c. 失効情報は有効期限を経過すると入手できなくなるため、利用者には、電子証明書が失効しかた否かも、判断できなくなる。
- ② 電子証明書の有効期限が経過後には、失効情報が失われ、署名当時の署名の有効性が問えなくなる。
  - a. 電子証明書の有効期限経過後は、署名者を確認できない。
  - b. 電子署名内に含まれている時刻情報には信頼性がないため、電子署名が失効前に行われたのか、失効後に行われたのか、判断できない。すると、失効後は、当該電子証明書に基づく署名のすべてを無効とされざるをえない。
- ③ 電子署名に用いるアルゴリズムが危殆化した場合、署名の偽造が可能になる。(→公開鍵から秘密鍵を算出できるようになり、不法行為者が署名者に成りすまし、電子署名を偽造することが可能になる)

2 タイムスタンプ (平成 17 年 1 月 31 日付財務省令にて、法令上初めて登場)

平成 16 年 11 月 5 日 総務省「タイムビジネスに係る指針」

- ① 「タイムスタンプ」：電子データがある時刻に存在していたこと、及び、その時刻以降に当該電子データが改ざんされていないこと、を証明できる機能を有する時刻証明情

報

②「時刻認証業務」：電磁的記録に記録された情報（電子データ）に係る情報について行われる措置であるタイムスタンプの付与及び当該スタンプの有効性を証明する業務

### 3 電子署名とタイムスタンプ

証明事項	電子署名	タイムスタンプ
電子情報データの「作成者」(Who)	○	×
電子情報データの「内容」が改ざんされていないこと(What)	○	○
電子情報データの作成「時刻」(When)	×	○
電子情報データがある時刻に存在していたこと	×	○

### 4 偽造カード法（平成 17 年 8 月）・・・添付資料

### 5 電子タグ（IC タグに関するプライバシー保護ガイドライン）（平成 16 年 6 月）・・・添付資料

以上